

公的年金等受給者の所得税確定申告不要制度 制度の注意点をお知らせします

平成23年分所得税確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得が20万円以下である場合には、確定申告が不要となる制度が創設されましたが、次のような注意点がありますのでお知らせします。

- ①申告が不要になるということは所得税が非課税となることではありません。仮に申告を行うと追加で支払うべき所得税額が発生する場合でも、申告を行う必要がないという意味です。
- ②生命保険料控除や医療費控除などにより所得税の還付を希望される場合は、確定申告を行う必要があります。
- ③公的年金等以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であっても住民税の申告が必要です。(所得金額の合計額が28万円以下は除く)

④確定申告を行わない場合は、年金支払者から加東市に送付される公的年金等支払報告書などの課税資料のみで個人住民税の額を決定します。したがって、左表に該当される方は確定申告の時期(平成26

年2月17日から3月17日まで)に住民税の申告を行っていただきますようお願いいたします。
問い合わせ
総務部税務課(社庁舎)
☎43・0396

年齢	公的年金等収入金額合計	住民税の申告が必要なケース
65歳未満 (昭和24年1月2日以降に生まれた方)	98万円を超え103万円以下	公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合
	103万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除の人数・内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合
65歳以上 (昭和24年1月1日以前に生まれた方)	148万円を超え153万円以下	公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合
	153万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除の人数・内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合

所得税・住民税の 申告相談会場「EASY」

2月に行政機能が新庁舎に統合され、滝野庁舎および東条庁舎が閉鎖されることに伴い、今年度から所得税・住民税の申告相談の会場については福祉センターに集約します。住民のみならず、サービスの一層の向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。なお、相談日程については広報かとう2月号でお知らせします。



国民健康保険税第7期の納期限は
1月31日(金)です

※市税の納付には便利な口座振替制度をご利用ください。コンビニエンスストアでも納付できます。
※納期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアで使用できません。納期限を過ぎますと、督促手数料と延滞金が発生します。
※税制度が改正され、平成26年1月1日から延滞金の利率が14.6%から9.2%になりました。

■問い合わせ 総務部税務課(社庁舎)
☎43-0396

平成26年度償却資産の 申告「EASY」

償却資産とは、工場・商店・アパートなどを経営している会社や個人の方が、その事業の経費に算入することができ機械・器具・備品・設備などの資産です。
償却資産を所有されている方には、12月中旬に税務課から償却資産申告書をお送りしていますので、1月31日(金)までに申告書を提出いただきますようお願いいたします。
なお、「E-TAX」による申告もご利用いただけます。

確定申告時期にあわせて、 電子証明を火曜日の延長 窓口業務でも発行します

毎年、1月から3月にかけて、インターネットで確定申告をする場合などに必要な「電子証明書」の発行申請が増えます。そこで、通常の業務時間帯に加え、火曜日の窓口業務延長時間帯においても電子証明書の発行を行います。E-TAXも利用ください。

受付延長する日時

1月7日～3月11日までの毎週火曜日(ただし、2月11日は除きます) 17時15分～18時45分

受付場所 社窓口センター(社庁舎) ※2月25日からは新庁舎で行います。

申請できる方

住民基本台帳カードをお持ちの方
※延長時間帯に住民基本台帳カードの交付はできませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

- 住民基本台帳カード
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カードなど)
- 印鑑
- 手数料(500円)

問い合わせ 市民安全部市民課
☎43・0390



滅失家屋の届出「EASY」

固定資産税は毎年1月1日現在の不動産の所有者に課税されます。平成25年中に家屋を取り壊された場合は、市でも把握に努めています。適正な課税のため、税務課まで届出をお願いします。

問い合わせ

総務部税務課 資産税係
(社庁舎)
☎43・0396

「加東市くらしの便利帳(仮称)」の 作成にご協力ください

加東市では、新庁舎への移転に合わせ、暮らしに役立つ情報や市役所での各種手続き、各担当窓口のご案内を掲載した「加東市暮らしの便利帳(仮称)」を作成し、平成26年6月に全戸配布します。

便利帳の製作は、北播磨地域の電話帳作成などで実績のある(株)サイネックス(大阪市)に依頼しています。発行の費用は、便利帳に掲載する広告収入で賄うため、現在、加東市と(株)サイネックスは、市内事業者のみならず中心に広告掲載の募集を行っています。

役立つ情報満載の便利帳に広告を掲載して、あなたの事業を広く市民のみならずPRしてみませんか。市民サービスの向上と地域の活性化につながる便利帳発行の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください。



規格 A4版フルカラー
ページ 120ページ程度(表紙・裏表紙含む)
部数 18,000部(市内全世帯配布分と転入世帯などへの随時配布分)
監修 企画部秘書広報課
問い合わせ 企画部秘書広報課
☎43・0386

◎広告掲載のお願いに、(株)サイネックスの担当者が事業者のみならず訪問します。訪問はあくまでお願いで、広告の掲載を強請するものではありません。掲載の可否はみなさまのご判断でお願いします。

広告掲載の申し込み

株式会社サイネックス姫路支店
姫路市北条永良町64
☎079・222・7630
FAX 079・281・6163